

令和7年度 国民健康保険料 概算早見表（給与／年金のみの場合）

- ◇ この早見表は、**令和6年中の所得が「給与または年金のみ」だった方**の早見表です。
給与と年金両方ある方、確定申告している方は「国民健康保険料 概算早見表（総所得金額等）」をご覧ください。
- ◆ 早見表の保険料は、**新宿区における「概算」の保険料**です。実際の保険料とは異なる場合がございます。
他の区市町村の国民健康保険等の保険料については、加入先の市区町村へお問い合わせ下さい。
- ◇ 早見表の金額は、**減額賦課（均等割の減額）が適用されていない金額**です。
所得が一定の金額以下の場合、**表記の金額から減額となる可能性があります。**
詳しくは「国民健康保険料 減額賦課早見表」をご覧ください。
- ◆ 国民健康保険料は、「年10回払い」で納付していただきます（1納期につき**1.2か月相当分の保険料**が含まれます）。
1か月あたりの保険料でご請求はしませんので、ご注意ください。

※給与収入	給与所得	1ヶ月あたりの保険料 （※未就学児は2,670円）	
		介護分なし （40～64歳以外）	※介護分あり （40～64歳）
0円	0円	5,342円	6,725円
500,000円	0円	5,342円	6,725円
1,000,000円	450,000円	5,515円	6,936円
1,250,000円	700,000円	7,682円	9,571円
1,500,000円	950,000円	9,848円	12,207円
1,750,000円	1,148,800円	11,571円	14,302円
2,000,000円	1,320,000円	13,055円	16,107円
2,250,000円	1,493,600円	14,559円	17,937円
2,500,000円	1,670,000円	16,088円	19,797円
2,750,000円	1,843,600円	17,593円	21,627円
3,000,000円	2,020,000円	19,122円	23,486円
3,250,000円	2,193,600円	20,626円	25,316円
3,500,000円	2,370,000円	22,155円	27,176円
3,750,000円	2,558,400円	23,788円	29,162円
4,000,000円	2,760,000円	25,535円	31,287円
4,250,000円	2,958,400円	27,254円	33,378円
4,500,000円	3,160,000円	29,002円	35,504円
4,750,000円	3,358,400円	30,721円	37,595円
5,000,000円	3,560,000円	32,468円	39,720円
5,250,000円	3,758,400円	34,188円	41,812円
5,500,000円	3,960,000円	35,935円	43,937円
5,750,000円	4,158,400円	37,654円	46,028円
6,000,000円	4,360,000円	39,402円	48,154円
6,250,000円	4,558,400円	41,121円	50,245円
6,500,000円	4,760,000円	42,868円	52,370円
6,750,000円	4,975,000円	44,732円	54,637円
7,000,000円	5,200,000円	46,682円	57,009円
7,250,000円	5,425,000円	48,632円	59,381円
7,500,000円	5,650,000円	50,582円	61,753円
7,750,000円	5,875,000円	52,532円	64,124円
8,000,000円	6,100,000円	54,482円	66,496円
8,250,000円	6,325,000円	56,432円	68,868円
8,500,000円	6,550,000円	58,382円	71,240円
8,750,000円	6,800,000円	60,548円	73,875円
9,000,000円	7,050,000円	62,715円	76,511円
9,250,000円	7,300,000円	64,882円	79,048円
9,500,000円	7,550,000円	67,048円	81,215円
10,000,000円	8,050,000円	71,382円	85,548円
11,000,000円	9,050,000円	75,723円	89,890円
12,000,000円	10,050,000円	76,667円	90,833円

※40歳～64歳までの方は、介護分が賦課されます。

※未就学児（誕生日が平成31年4月2日以降の方）の場合は、均等割額が5割減額されます。

※給与収入が850万円以上又は給与所得と年金所得の合計が10万円を超える場合、所得金額調整控除が適用となる可能性があります。
控除適用後の金額で確認する場合は、令和6年分給与の源泉徴収票をご参照下さい。

※年金収入	年金所得		1ヶ月あたりの保険料 （※未就学児は2,670円）	
	65歳未満 昭和35年1月2日生以降	65歳以上 昭和35年1月1日生以前	65歳以上 （介護分なし）	65歳未満 （※介護分あり）
0円	0円	0円	5,342円	6,725円
500,000円	0円	0円	5,342円	6,725円
1,000,000円	400,000円	0円	5,342円	6,725円
1,250,000円	650,000円	150,000円	5,342円	9,044円
1,500,000円	850,000円	400,000円	5,342円	11,153円
1,750,000円	1,037,500円	650,000円	7,248円	13,129円
2,000,000円	1,225,000円	900,000円	9,415円	15,106円
2,250,000円	1,412,500円	1,150,000円	11,582円	17,082円
2,500,000円	1,600,000円	1,400,000円	13,748円	19,059円
2,750,000円	1,787,500円	1,650,000円	15,915円	21,035円
3,000,000円	1,975,000円	1,900,000円	18,082円	23,012円
3,250,000円	2,162,500円	2,150,000円	20,248円	24,988円
3,500,000円	2,350,000円	2,350,000円	21,982円	26,965円
3,750,000円	2,537,500円	2,537,500円	23,607円	28,941円
4,000,000円	2,725,000円	2,725,000円	25,232円	30,918円
4,250,000円	2,927,500円	2,927,500円	26,987円	33,053円
4,500,000円	3,140,000円	3,140,000円	28,828円	35,293円
4,750,000円	3,352,500円	3,352,500円	30,670円	37,533円
5,000,000円	3,565,000円	3,565,000円	32,512円	39,773円
5,250,000円	3,777,500円	3,777,500円	34,353円	42,013円
5,500,000円	3,990,000円	3,990,000円	36,195円	44,253円
5,750,000円	4,202,500円	4,202,500円	38,037円	46,493円
6,000,000円	4,415,000円	4,415,000円	39,878円	48,733円
6,250,000円	4,627,500円	4,627,500円	41,720円	50,974円
6,500,000円	4,840,000円	4,840,000円	43,562円	53,214円
6,750,000円	5,052,500円	5,052,500円	45,403円	55,454円
7,000,000円	5,265,000円	5,265,000円	47,245円	57,694円
7,250,000円	5,477,500円	5,477,500円	49,087円	59,934円
7,500,000円	5,690,000円	5,690,000円	50,928円	62,174円
7,750,000円	5,907,500円	5,907,500円	52,813円	64,467円
8,000,000円	6,145,000円	6,145,000円	54,872円	66,971円
8,250,000円	6,382,500円	6,382,500円	56,930円	69,474円
8,500,000円	6,620,000円	6,620,000円	58,988円	71,978円
8,750,000円	6,857,500円	6,857,500円	61,047円	74,481円
9,000,000円	7,095,000円	7,095,000円	63,105円	76,985円
9,250,000円	7,332,500円	7,332,500円	65,163円	79,330円
9,500,000円	7,570,000円	7,570,000円	67,222円	81,388円
9,750,000円	7,807,500円	7,807,500円	69,280円	83,447円
10,000,000円	8,045,000円	8,045,000円	71,338円	85,505円
10,250,000円	8,295,000円	8,295,000円	73,505円	87,672円

※40歳～64歳までの方は、介護分が賦課されます。

※未就学児（誕生日が平成31年4月2日以降の方）の場合は、均等割額が5割減額されます。

※昨年中の**年金以外**の合計所得金額が1,000万円を超える場合、年金所得控除額が変動する可能性がありますので、早見表では参照できません。